

# 応急仮設住宅入居申込書

令和6年 月 日

## 《応急仮設住宅や罹災証明等のご案内》

### 応急仮設住宅の申込が1月15日(月)から始まります

- 受付期間 令和6年1月15日(月)～1月31日(水) 9時～17時
- 受付場所 穴水町役場1階 101会議室(観光交流課前にあります)  
※町公式ホームページでも申込みを受け付けています。  
※避難所でも申込書を回収します。
- 入居条件 災害により被害を受けた住家が罹災証明書で「全壊」などの判定を受け、自らの資力により住宅を確保することができないなど、長期間にわたり住家に戻ることが難しいと見込まれる者  
※「半壊」程度等で入居する場合、現存の住家を解体することが入居の条件となります。
- 入居可能日 住居が順次完成次第、入居をご案内いたします。
- 入居期間 入居期間は、建設完了後最長2年間となります。※2年以内に新しい住居を確保してください。
- 入居地区・順序 申込書の記載内容をもとに入居地区や順序を決定します。  
※先着順ではありません。入居スケジュール等は随時更新予定です。詳しくはコチラ
- 入居費用 光熱水費や固定電話通信料は使用者負担となります。
- 備考 ・罹災証明書発行前でも申込可能です。※発行後は速やかにご提出ください。  
・賃貸型応急住宅(みなし仮設)や町営住宅からの転居も可能です。

詳しくはコチラ



#### 公営住宅(町外、県外)について

現在の住宅に住むことが困難となった石川県にお住まいの人に対して、県内・県外の公営住宅の供与を受けることができます。  
詳しくは、石川県の公式ホームページ(右記二次元コード)をご覧ください。

#### 県営住宅等の供与について



#### 石川県外の公営住宅等の供与について



## 罹災証明書の申請・交付について

### 「罹災証明書」発行のための「被害認定調査」は町内すべての建物で行います

穴水町すべての住家(居住のために使用している建物)を対象に被害認定調査を行い、罹災証明交付の準備のできた地区ごとにご案内します。

罹災証明は、申請時に即時発行します。混雑を避けるため、申請については、地区ごとにご案内いたします。ご不便とご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

ご案内の方法については、ホームページや各地区への広報等を行います。なお、マイナポータルでの申請も受け付けておりますが、全戸調査のため、順次での対応となります。受付順での発行ができませんので、ご了承ください。

#### ■罹災証明書とは

町が「被害認定調査」を行い、被害の程度を証明するものです。

罹災証明は、被災者生活再建支援金の申請や応急仮設住宅の入居(※)、住宅の応急修理に関する支援や各種保険の申告などに必要となります。

※応急仮設住宅の申込の際、罹災証明の提出は後日でも可能です。詳しくは地域整備課へご確認ください。

#### ■被害認定調査とは

地震等の自然災害により住家等の被害の程度の調査です。

調査内容は内閣府が定める判断基準に従い、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない(一部損壊)」の6区分で判定されます。

詳しくはコチラ



住所	(〒 - ) 石川県 鳳珠郡 穴水町				
世帯主	氏名	性別	年齢	職業・学校名等	該当する項目を記入して下さい。
入居予定者		男・女			75歳以上の高齢者 人
		男・女			身体障害者 人
		男・女			車いすの使用 有・無
		男・女			ベット 有・無
		男・女			特記事項 身体障害者手帳の等級や介護認定など配慮してほしいことを記入してください。
		男・女			
現在の避難先	避難所の場合は、施設名、親戚宅などの場合は住所・世帯主名をご記入ください。 避難所(施設名: ) 親戚宅等(住所: ) 世帯主名: )				
電話番号	固定電話 - -	メール			@
	携帯電話 - -	アドレス			
居住宅の被害状況	いずれかに○印をつけてください。 1. 全壊(修繕しても居住不能) 2. 半壊(修繕すれば、一部居住できる可能性がある) 3. その他( )				
住宅の場所の希望	いずれかに○印をつけてください。 1. 穴水地区 3. 兜地区 2. 住吉地区 4. 諸橋地区 ※希望に添えない場合がございます。				
仮設住宅退去後の予定	いずれかに○印をつけてください。 1. 自己再建(現時点の再建計画(どこに、いつ頃まで)などがあればご記入ください。) 2. 公営住宅希望 3. その他 → <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> 親戚宅 <input type="checkbox"/> 空家 <input type="checkbox"/> その他 4. 未定				

(切り取り線)

## 住宅の緊急の修理制度について

住宅の被害拡大を防ぐため、屋根、外壁等に対して、住宅の緊急修理を行うための制度です

■対象住宅 以下の①～④の条件をすべてを満たすもの

- ①被害を受けた時点で住んでいた建物であること（空き家、物置、店舗などは対象外）
- ②地震により屋根、外壁、窓、玄関扉などが損傷し、雨漏りまたはその可能性がある建物であること
- ③写真等で「準半壊以上」（相当）と判断できる建物であること（『罹災証明書』は不要）
- ④業者による修理であること（自身で行う修理は対象外）

※すでに、修理業者へ依頼し支払いを終えている場合は対象外

■修理箇所 屋根、外壁、窓、玄関扉など

（雨水の侵入を防ぐためのブルーシート設置などにかかる費用が対象）

※修理業者の紹介はできませんので、ご自身でご依頼願います。

■限度額 1世帯あたり5万円

※上記費用は町から修理業者に直接支払います。限度額を超える部分は自己負担となります。

※被害状況の分かる修理前の写真が必要です。スマートフォンや携帯電話の画像でも判断可能です。

■申込方法 「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理に関する申込書」を

ご記入のうえ、必要書類を添付し、地域整備課へ提出

詳しくはコチラ



■受付期間 令和6年1月15日（月）～2月29日（木）9時～17時

## 住宅の応急修理制度について

屋根や床、壁、トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理を行う制度です

■対象住宅 以下の①～②の条件をすべてを満たすもの

- ①被害を受けた時点で住んでいた建物であること（空き家、物置、店舗などは対象外）
- ②町が発行する『罹災証明書』により「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」と判定された建物であること

※「全壊」と判定された住宅でも、修理により引き続き居住が可能となる場合は、制度の対象となる

■修理箇所 屋根、壁、床、ドア等の開口部、上下水道配管など、日常生活に必要不可欠な部分

※修理業者の紹介はできませんので、ご自身でご依頼願います。

※対象箇所についての詳細は、ご相談ください。

■限度額 ①全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合：706,000円以内（1世帯当たり）

②準半壊の場合：343,000円以内（1世帯当たり）

※費用は町から修理業者に直接支払います。限度額を超える部分は自己負担となります。

■申込方法 「住宅の応急修理申込書」をご記入のうえ、必要書類を添付し、

地域整備課へ提出

詳しくはコチラ



■受付期間 令和6年1月15日（月）～12月31日（火）9時～17時

## 賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）について

自宅で居住できない人は、一時的な住まいとして民間の賃貸型応急住宅を利用できます

■対象者 以下の①～⑤のいずれかに該当する者

- ①住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者
- ②半壊（「中規模半壊」「大規模半壊」を含む）であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う者
- ③「二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある」「ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している」「地滑り等により避難指示等を受けている（※1）」など、長期にわたり（※2）自らの住宅に居住できないと町長が認める者（※3）
- ④災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する者のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる者（半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者に限る）
- ⑤その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた者

※1 雨が降れば避難指示等が発令されるような場合を含む。

※2 「長期にわたり」とは、対策に概ね1か月以上かかり、自らの住宅に居住できない場合を指す。

※3 応急危険度判定により、「危険（赤色）」と判定され、住宅に立ち入ることが困難な者を含む。

■住宅の条件 以下の①～④の条件をすべて満たすもの

- ①家賃が1か月当たり次の額以下であるもの（額の超過や、超過分の個人負担は認められない）  
(1) 2人以下の世帯：6万円 (2) 3～4人の世帯：8万円 (3) 5人以上世帯：11万円
- ②貸主から同意を得ているもの
- ③不動産事業者（仲介業者）が斡旋した住宅であること（貸主・管理会社が不動産事業者等の場合は個別相談）
- ④耐震性が確保されている住宅であること

※未就学児2人以上の場合は1人あたり0.5人とする。（小数点以下切り上げ）

※未就学児1人の場合は0人とする。

※家賃のほか、所定の範囲内で敷金・礼金等が支援の対象となる。

※被災者・貸主・町の三者契約が必要。町が借主となる。

※被災者と貸主で既に1月1日以降に契約されて入居済の場合は、契約のやり直しを行い、支払済の費用のうち、行政負担分を遡って精算することが可能。

※その他詳細な条件は受付時に提示する。

■入居期間 入居時から2年以内（応急修理制度を併用する場合、令和6年1月1日から6か月以内）

■問合せ先（毎日9時～17時）

公益社団法人全国賃貸住宅経営者連合会 金沢支部

受付窓口：全国賃貸管理ビジネス協会 北陸支部

電話番号：0120-27-1000 接続番号：388006

※音声ガイダンスに従い、接続番号「388006」を入力してください。

お電話が繋がらない場合は改めておかけ直しください。

詳しくはコチラ

